

知多北部広域連合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(令和2年2月20日 条例第7号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(給与及び費用弁償)

第2条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、東海市の短時間勤務会計年度任用職員の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。